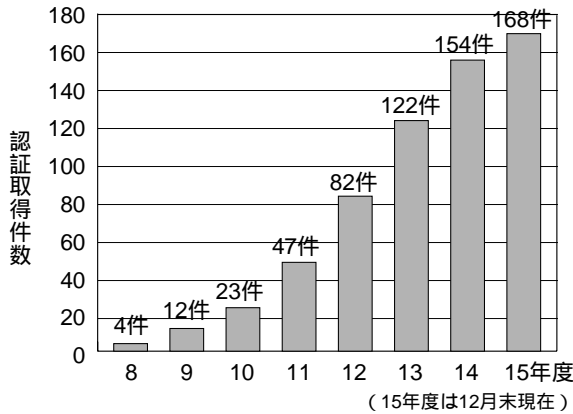


第2節 環境配慮に向けた制度とネットワークの展開

1 環境マネジメントシステム【環境政策課】

(1) 県内の環境マネジメントシステムをめぐる動向
 県内事業所等のISO14001認証取得件数は平成15年12月末現在で168件となっており、年々増加しています。このうち自治体においては、県のほか、6市が認証を取得しています。

図3-5-9 県内のISO14001認証取得件数



また、ISO14001の認証取得を目指すことが困難な中小零細企業等における環境マネジメントシステムへの取組みを拡大するため、環境省では平成8年に環境活動評価プログラム（エコアクション21）を策定し普及に努めています。県内においても、平成15年に武生市、鯖江市および福井市が簡易版の環境マネジメントシステム制度を創設しています。

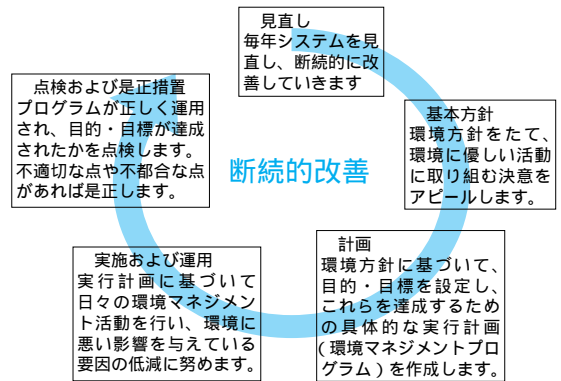
(2) 福井県庁環境マネジメントシステム

県では、県自らの活動による環境負荷の低減に努めるとともに、行政として環境の保全と創造に関する施策を着実に推進するため、平成12年4月に本庁舎および議会庁舎において環境マネジメントシステムの運用を開始し、同年11月にISO14001の認証を取得しました。また、環境配慮取組の一層の充実を図るため、平成15年4月からは対象範囲を出先機関・教育機関等へ拡大して運用を開始し、同年11月の更新時に認証範囲の拡大が認められました。

県庁環境マネジメントシステムの取組結果は、平成14年度の132の目標について概ね達成されました。このうち、エコオフィス活動に係る達成状況については、表3-5-10のとおりです。

コラム 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムとは、自主的に環境保全に関する取組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて継続的に取り組むための体制や手続きなどをいいます。ISO14001は、環境マネジメントシステムの仕様を定めた国際規格です。



基本的な構造はPDCAサイクルと呼ばれ、方針・計画（Plan） 実施および運用（Do）、点検および是正措置（Check）、見直し（Act）というプロセスを繰り返すことにより、環境マネジメントシステムを継続的に改善していくものです。

環境方針

1 基本理念
 美しい緑と清らかな水に恵まれたふるさと福井の環境は、郷土の人々が長い年月にわたって大切に守り育ててきたものであり、将来の世代へ引き継ぐべき貴重な財産です。
 しかしながら、資源とエネルギーの大量消費に支えられた今日の私たちの生活や事業活動は、廃棄物の増大や化学物質による環境汚染を引き起こすとともに、地球温暖化やオゾン層破壊など地球全体の環境に大きな影響を及ぼすようになってきました。
 恵み豊かな地域、さらには生きるものすべての生存の基盤である地球の環境を守っていくことは、現在の私たちに課せられた重大な責務であり、このため、これまでの生活様式や社会経済システムを改め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することにより、「循環と共生を基調に環境と調和した『環境立県 福井』の実現」を目指します。

2 基本方針
 基本理念を念頭に、県自らの活動による環境負荷の低減に努めるため、また、行政として環境の保全と創造に関する施策を着実に推進するため、環境マネジメントシステムを構築し、次の取組みを率先して推進します。

- 資源の循環
- 環境関連産業の創造と振興
- 地球環境の保全
- 自然との共生
- 環境意識の醸成

以上の取組みについて、環境目的・目標を定め、その実現を図り、定期的に見直すことにより、継続的な改善を進めます。
 環境関連法令、協定およびその他の合意事項を遵守するとともに、環境汚染の未然防止を図ります。

この環境方針を全職員に周知徹底するとともに、広く公表します。
 平成15年4月23日
 福井県知事 西川一誠

表3-5-10 エコオフィス活動に係る目標と実績

(対象範囲：本庁舎および議会庁舎)

目 的	平成14年度目標	平成14年度実績		達成状況
		実績値	削減率	
紙の使用量の削減	複写用紙の使用量 平成10年度比 20%削減	103トン	15%削減	×
庁舎における水使用量の削減	庁舎の水使用量 平成10年度比 10%減	37.3千m ³	11%削減	
庁舎における電気使用量の削減	庁舎の照明とエレベータに係る電気使用量 平成10年度比 13%減	1,035千kWh	13%削減	
庁舎における灯油使用量の抑制	灯油使用量 平成10年度程度に抑制	212 k	0.5%増加	×
公用車の使用における燃料使用量の削減	公用車の使用による燃料使用量 平成10年度比 17%削減	107 k	13%削減	×
可燃ごみの減量化・リサイクルの推進	庁舎から発生する可燃ごみ 平成10年度比 45%削減	215kg/日	45%削減	
不燃ごみの減量化・リサイクルの推進	庁舎から発生する不燃ごみ 平成10年度比 86%削減	6kg/日	89%削減	

(3) 県内事業者等へのISO14001認証取得の支援

ISO14001の認証取得を促進するため、規格に合った環境マネジメントシステムを効果的、効率的に構築するためのポイントを解説するISO14001基礎講座を平成15年度に3回開催しました。

また、環境アドバイザーおよび中小企業アドバイザーの派遣や認証取得経費への低利融資を行っています。

(4) 福井県環境ISOネットワーク

平成13年11月に、県内のISO14001の認証を取得した事業所等で構成する福井県環境ISOネットワーク(FEISON : Fukui Environmental ISO Network) を設立し、幅広い情報の交換や効果的な研修等を通じて資質の向上を図り、環境改善に向けたより一層の取組みを推進しています。

平成15年12月末現在92会員で、平成15年度は先進企業見学会、情報交換会、研修会、FEISONニュースの発行、情報紙の発行等を行っています。

2 環境影響評価【環境政策課】

(1) 環境影響評価制度

環境影響評価(環境アセスメント)は、事業者が、土地の形状の変更や工作物の新設など環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業等の計画や実施に当たり、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査、予測および評価を行うとともに、その結果を公表して、自治体や県民等の意見を聴いた上で、環境の保全について適正な配慮を講じようとするものであり、環境汚染の未然防止のための重要かつ有効な手段です。

国においては、環境影響評価法などに基づいて、本県では、法対象外事業や事後調査手続を追加した「福井県環境影響評価条例」により、十分な環境配慮が必要な大規模事業について、環境面から、事業者の適切な対応を誘導することとしています。(資

料編表8-1、図8-2)

(2) 環境影響評価の実施状況

近年、環境影響評価法や条例に基づく審査はありませんが、「公有水面埋立法」などの個別法に基づく環境影響評価について審査指導を行っています。

表3-5-11 環境影響評価等審査件数の推移

年 度		10	11	12	13	14
環境影響 評 価 法	鉄道	1		1		
	発電所		1			
個 別 法	公有水面埋立	3	7	5	7	4
合 計		4	8	6	7	4

(3) 環境影響評価に関する情報の提供

環境影響評価に関する制度やこれまでに実施された環境影響評価事例に関する情報などを、県の環境

情報に関するホームページ「みどりネット」を通じて提供しています。

URL <http://www.erc.pref.fukui.jp/info/assess>

3 環境保全の事前審査【環境政策課】

許認可等において、県が関与する様々な手続に際して、環境保全の観点から必要な調整を実施しています。また、各種事業等の実施の基盤となる計画策定などに際しても、環境の保全の観点から事前審査を行っています。

(1) 許認可等に際しての環境配慮

森林法に基づく林地開発の許可や国土利用計画法に基づく土地売買等の届出など、県が関与する許認可等の手続に際しては、環境に配慮した事業の実施が行われるよう行政指導を行うなど、必要な調整を行っています。

(2) 計画策定等に係る環境配慮

県環境基本条例第10条では、県が講ずる施策の策定および実施に当たっては、環境の保全について配慮するものと規定しています。

このため、県では、土地利用基本計画や都市計画等の策定・実施などに当たっては、環境の保全の見地からの配慮が行われるよう必要な調整を行っています。

表3-5-12 許認可等および計画策定等に際しての環境配慮の調整件数（平成14年度）

許認可等に際しての 環境配慮	・国土利用計画法に基づく土地売買等届出に係る事前協議	16
	・廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設設置届出等に係る事前協議	9
	・採石法に基づく岩石採取計画認可申請に係る事前協議	5
	・砂利採取法に基づく砂利採取・洗浄計画等認可申請に係る事前協議	41
	・土採取規制条例に基づく土採取計画認可申請に係る事前協議	5
	・温泉法に基づく温泉掘さく・温泉動力装置許可申請に係る事前協議	5
	・大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る事前協議	22
	小 計	103
計画策定等に係る 環境配慮	・公共工事環境配慮ガイドラインに基づく事業計画に係る事前協議	8
	小 計	8
合 計		111

4 公害防止協定【環境政策課】

公害防止協定は、地域の状況や個別事業所の操業内容に応じたきめ細かい環境保全対策を盛り込むことができ、法律や条例による一律的な規制を補完するものとして有効な手段です。

県では、県が造成し、維持管理する工業団地であるテクノポート福井に立地する事業所または広範囲な地域に環境影響を及ぼすおそれのある事業所との間で、公害防止協定の締結を進めています。

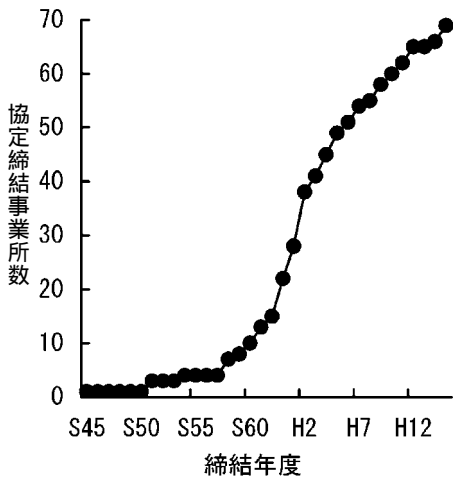
協定では、事業所の操業形態等に応じた公害防止対策を規定するとともに、立入調査や公開の原則、

住民に損害を与えた場合の無過失損害賠償責任についても規定を設け、公害防止対策の実効性の担保などを図っています。

公害防止協定を締結している事業所数は昭和60年頃から増加しており、平成15年12月末現在で計69事業所となっています。（図3-5-13、資料編表9-4）

また、多くの市町村においても、公害防止協定や環境保全協定を締結しており、その件数は、平成15年3月末現在、23市町村449件となっています。（資料編表9-5）

図3-5-13 公害防止協定締結事業所数の推移



5 土地利用の適正化

(1) 土地利用の現況【生活課】

平成13年の県土の利用状況は、農用地10.3%、森林74.7%で、原野、水面・河川・水路などを加えた自然的土地利用が県土の約88%を占めていますが、その面積は年々減少しています。(図3-5-14,15)

(2) 国土利用計画および土地利用基本計画等

【生活課、農林水産振興課】

適正かつ合理的な土地利用を図るため、「国土利用計画法」をはじめ、「都市計画法」、「農業振興地域の整備に関する法律」、「森林法」、「自然公園法」、「自然環境保全法」等の法律に基づき、さまざまな土地利用計画が定められ、また、土地利用規制が行われています。

このうち、昭和49年に制定された「国土利用計画法」に基づいて、国土利用計画および土地利用基本計画を定めるとともに、地価の安定と適正かつ合理的な土地利用を推進するため、土地取引の規制、遊休土地の利用促進を図っています。

国土利用計画

国土利用計画は、国土の総合的かつ計画的な利用を確保するため、国、県および市町村が長期的な視点に立って、国土資源の有限性を前提に、公共の福祉を優先し、自然環境の保全、歴史的文化的諸条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念に策定しています。

福井県国土利用計画は、平成10年3月に平成22年を目標年次とする第3次計画を策定しました。

図3-5-14 自然的土地利用面積の対県土面積割合推移

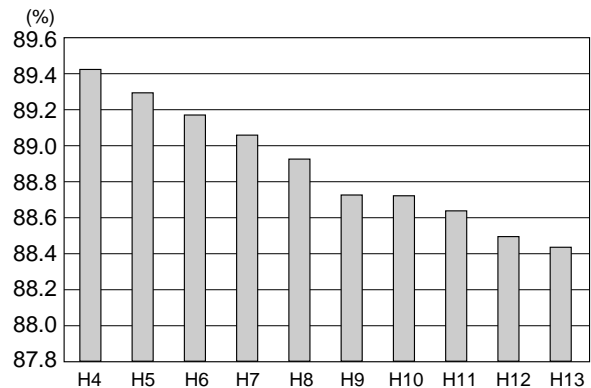
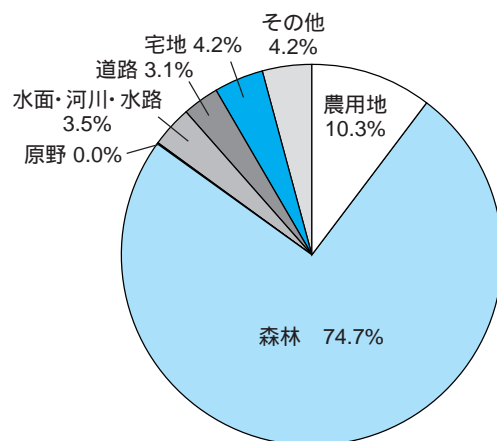


図3-5-15 県土の土地利用構成 (平成13年)



土地利用基本計画

土地利用基本計画は、国土利用計画（全国計画および県計画）を基本とし、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域および自然保全地域の5地域についての土地利用の原則および5地域が重複する場合の調整指導方針など土地利用の調整等に関する事項を定めるもので、土地取引、開発行為の規制、遊休土地の利用促進、その他適正かつ合理的な土地利用を図るための基本となる計画です。

この計画は各法等に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別の法律を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものです。福井県土地利用基本計画は、昭和50年5月に策定され、その後、5地域の見直しに伴い、毎年、国土交通大臣の同意を得て、変更しています。

土地利用転換の適正化

無秩序な土地利用の転換を抑制し、県土の適正かつ合理的な利用を図るため、福井県国土利用計画を基本とした土地利用に関する諸計画が相互に連携し、次のような規制・誘導の措置により、適正な土地利用の転換を推進しています。

ア 国土利用計画法に基づく土地取引の規制

一定規模（市街化区域2,000㎡、その他の都市計画区域5,000㎡、都市計画区域外10,000㎡）以上の土地取引について、土地の譲受人は、契約締結後2週間以内に利用目的等を知事に届け出なければならないことになっています。

知事は届出のあった土地の利用目的を審査し、公表されている土地利用計画に適合しない場合などには、土地の利用目的について必要な変更を行うことを勧告することができます。また、利用目的について適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言をすることができます。

このほか地価の急激な上昇等に対する適切な措置を講じるために、注視区域制度・監視区域制度および規制区域制度が設けられています。

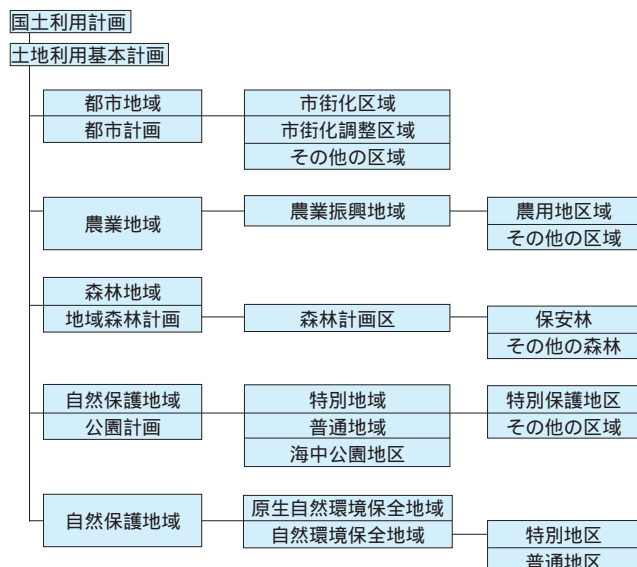
また、大規模な土地取得（2ha以上の宅地開発または10ha以上のゴルフ場、スキー場、遊園地等のレクリエーション施設等の土地取得）を行う場合は、福井県土地利用指導要綱に基づき、土地取得者は契約締結前に知事に事前協議ができ、開発行為の適正な誘導を通じて、県土の無秩序な開発の防止と安全で良好な生活環境の確保に努めています。

イ 農業振興地域の整備に関する法律および農地法に基づく規制

各市町村の農業振興地域整備計画で、農業生産基盤整備事業が施工された土地等を農用地区域として位置づけ、優良農地の維持・保全を図っています。

また、農地法では、農地を農地以外のものにする場合、知事または農林水産大臣の許可が必要ですが、農用地区域や集団的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地については、許可できないこととされており、これらにより優良農地の確保を図っています。

図3-5-16 土地利用計画の概要図



(3) 都市計画【都市計画課】

今までは、人口の増加や産業の発展に伴い急速に都市化が進展し、いかに市街地のスプロール化を防止し計画的に市街地を整備していくかという観点で、都市づくりが進められてきました。しかし、今後は、人口の減少、少子高齢化、財政の硬直化、環境問題の顕在化および都市間競争の激化等社会経済情勢が大きく転換し、都市化の時代から安定・成熟した社会に移行していく中、より質の高い生活環境を形成し都市の賑わいや潤いを維持・創出していくために、自然環境・歴史・文化等の地域の個性を守り活かした「魅力的な都市」、持続可能な「コンパクトな都市」を目指して都市づくりを進めていく必要があります。

このような都市を計画的に創造していくために、あらかじめ長期的な視点に立った都市・地域の将来像やその実現に向けた大きな道筋（土地利用、市街地整備、自然的環境の保全等）を示す都市計画マスタープランが策定されています。この都市計画マスタープランには、都市計画区域^{*1}を対象として広域的・根幹的な事項を示す「整備、開発及び保全の方針(以下、『都市計画区域マスタープラン』^{*2}という。)」と、市町村域を対象として地域の特性をふまえ創意工夫による具体的な都市づくりの方向性を示す「市町村都市計画マスタープラン」^{*3}があり、これらの都市計画マスタープランの適切な役割分担・相互連携

により一体的な都市づくりのビジョンが形成されています。

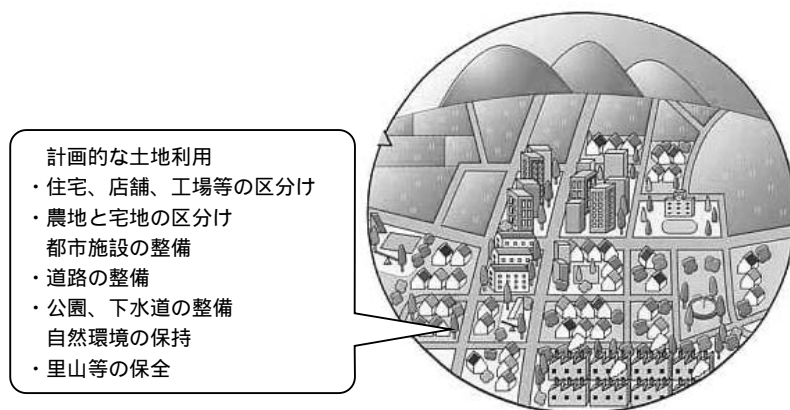
これらの都市計画マスタープランに即して各種都市計画制度が活用されています。

まず、都市計画区域は、無秩序な市街化を抑制し計画的な市街化を図るために、既成市街地や計画的に市街地整備を促進する地域からなる「市街化区域」と農地や里山等からなり市街化を抑制する「市街化調整区域」に区域区分することができます。この区域区分は、福井都市計画区域に適用されています。

次に、市街地は、用途の異なる建築物の混在により、居住環境が悪化し、また商業や工業等の利便性が低下しないよう建築物の用途や形態をコントロールするために、住居・商業・工業系の12種類の用途地域に区分することができます。この用途地域は、22の市町村で適用されています。また、その他用途地域を補完する地域地区として、特別用途地区^{*4}、防火地域^{*5}および風致地区等を適用することができます。

更に、地区レベルでは、地区の特性を活かした市街地環境の維持・形成を図るために、住民合意のもと、建築物の用途や形態および区画道路や公園等の地区施設の配置・規模等に関するルールを規定し、これに基づいて開発行為や建築物の建築をコントロール（届出・勧告）する地区計画を適用することができます。この地区計画は、4市4町の21地区で適用されています。

図3-5-17 都市計画によるまちづくりのイメージ



^{*1}都市計画区域：人口や産業が集積している市街地を含み、一体の都市として土地利用コントロール、市街地の整備および自然的環境の保全を図っていく区域であり、本県では11区域が指定されています。

^{*2}都市計画区域マスタープラン：全ての都市計画区域で、平成16年4月に公表される予定です。

^{*3}市町村都市計画マスタープラン：7市2町で策定されています。

^{*4}特別用途地区：地域の実態に応じてきめ細やかに用途をコントロールするために、用途規制を更に規制または緩和する制度です。

^{*5}防火地域：市街地における火災の危険を防除するために、防火性能の高い建築物の建築を義務付ける制度です。

6 県民・団体等との連携の強化【環境政策課】

環境保全活動を推進していくには、県民、団体、事業者、行政がお互いに協力し合い、取り組んでいくことが重要です。

このため、県では、県民、団体、事業者で構成する環境保全ネットワーク「環境ふくい推進協議会」の運営を支援し、情報紙の発行や講演会の開催などを通じ、環境保全に関する意識の啓発を図ってきました。

また、県内には、環境保全を主目的として活動している団体や活動の一部で環境問題に取り組んでいる団体など、各種各様の自主的な取り組みがなされており、NPO法人格の取得も進んでいます。

県は、こうした県民、団体、事業者、ボランティアが対等な立場で、それぞれが持っている情報や思いを共有しながら、それぞれが自主的に取り組むこ

とができ、また、互いに補完し合えるネットワークやパートナーシップを築き上げていくような取り組みを進めています。

(1) 環境ふくい推進協議会

環境ふくい推進協議会は環境保全に取り組む人々の自発的な活動の推進母体として、県民、団体、企業を結びつけるネットワークづくりや地域に根ざした環境保全活動の育成を目的に、平成6年10月に設立された団体です。協議会では、環境保全活動の輪を広げるための様々な事業を展開しています。

環境ふくい推進協議会会員数（平成15年3月末現在）	
企業会員	138社
団体会員	78団体
個人会員	1,317名

表3-5-18 環境ふくい推進協議会の主な取り組み

主な取り組み	14年度テーマ	15年度テーマ
リサイクルバスツアー（施設見学）	家電リサイクル 廃家電指定取引場所 家電リサイクルプラント	容器包装リサイクル プラスチック容器包装 ペットボトル再生工場
親子環境教室	「割りばしから紙を作ろう」 オリジナルカードの製作	「プラスチックから再生綿を作ろう」 マスコット製作
企業研修会	企業における地球温暖化対策	環境ビジネス
環境シンポジウム （基調講演、パネルディスカッション）	循環型社会 「思いは地球規模で行動は足元から」	環境教育 「センス・オブ・ワンダー」
情報誌「みんなのかんきょう」の発行	31号「水辺の生き物」 32号「ごみ減量化・リサイクル」 33号「地球温暖化」 34号「地域に根ざした緑化」	35号「環境マネジメントシステム」 36号「生活の中の化学物質 - シックハウス症候群」 37号「スローフード」 38号「野生生物の絶滅と自然環境」

(2) 先進的環境保全活動支援事業

県内の民間団体が行う先進的で県民や他の団体への波及効果が高いと認められる環境保全活動に対して、その活動経費の一部を助成しています。

15年度は、公募により9団体が、環境活動情報誌の作成や生態系調査など、特色ある事業を実施して

います。

年度末には、これら環境保全活動に取り組む人々のネットワークづくりを目的に、環境保全団体、こどもエコクラブ、一般県民が参加し、活動内容の発表や意見交換を通じて交流を図る「活動交流会」を開催します。

表3-5-19 先進的環境保全活動支援事業の実施団体と活動概要

団体名(事業名)	事業内容
大蓮寺川を美しくする会 (河川環境保全活動)	地域を流れる河川に鯉を放流し、河川の環境改善と保全に取り組むほか、研修会や河川環境保全地域への視察、啓蒙活動を実施
笙の川を美しくする会 (笙の川クリーン作戦)	笙の川の周辺の環境美化運動を推進するため、周辺の清掃作業、小学生を対象とした河川を美しくするイメージポスターの募集、ポスター優秀作品の看板化などを実施
NPO法人 ライフスタイル研究所 (環境リーダー育成事業)	ごみ問題に対応し循環型社会を普及するための教育・指導用のマニュアルを作成し、指導者育成のための講習会を実施。子供用受講テキストも作成。
城山エコミュージアム実行委員会 (城山エコミュージアム事業)	城山周辺の環境保全に関する学習会(自然観察会、植樹事業)、環境保全計画等の調査・研究、環境動態の記録、地域住民等の意識調査
NPO法人 森のエネルギーフォーラム (環境学習教材開発と指導者育成活動)	フィールドワークやワークショップ形式の学習会に必要な環境学習教材の開発と、指導者育成研修会の開催
NPO法人 エコプラザさばえ (総合的学習支援情報誌「e-ファイル」開発プロジェクト)	環境に関する学習に必要なリソースを網羅した、支援情報誌の企画・編集・作成(環境団体および個人活動家等の人材リスト 校外の施設、協力企業等の研修先リスト 活動事例集 カリキュラム作成に役立つヒント集)
NPO法人 つるがさわやかネット (ケナフ育成事業)	二酸化炭素の固定化処理作業として、ケナフによる紙作りや製炭作業の実施
NPO法人 ふくい農村クリエイトセンター (生態系調査事業)	農業用排水路、ため池、水田などでの魚類、水生昆虫、水生植物などの生態系調査、環境影響の研究
大野の水を考える会(地下水保全活動)	地下水および表流水に関する調査および地下水保全に関する学習会や啓発活動の実施

7 広域連携【環境政策課】

地球温暖化など地域を越えた環境問題や、生活排水による水質の悪化など地域が抱える共通の環境問題に対応していくためには、県域を越えた広域的な取組みが効果的と考えられます。

本県でも、以下のような広域的な取組みを実施しており、今後も連携を強化し積極的に推進していきます。

(1) 日本まんなか共和国

福井、岐阜、三重、滋賀の4県は、「日本まんなか共和国」として、環境教育、廃棄物対策、共同研究などの交流連携を推進しています。

子ども環境会議の開催

・日時・場所：平成15年8月25日(月)～26日(火)

滋賀県にて

・参加者：4県の小学5、6年生 118名

(本県からは福井市立一乗小学校、鯖江市立中河小学校、三方町立第二小学校が参加)

廃棄物運搬車の県境路上検査の共同実施

環境に関する共同研究(テーマ：大気中有害化学物質に関する共同研究)など

(2) 関西広域連携協議会(KC)

本県を含む関西の2府7県3政令市(京都府、大阪府、福井県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市)および経済団体で構成する「関西広域連携協議会」においても、平成11年度から環境分野での交流連携を推進しています。

関西エコオフィス宣言

夏のエコスタイルキャンペーン など

(3) 北陸環境共生会議

富山、石川、福井および北陸経済連合会は、平成14年12月に「北陸環境共生会議」を設立し、広域的な視点から環境問題に取り組んでいます。

総合シンポジウムの開催

(平成15年12月22日 金沢にて)

北陸3県リサイクル製品リーフレットの作成

ふくい環境フェアにおける燃料電池自動車の展示 など